

令和6年 第11回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年11月29日（金） 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会 長

会長職務代理 2番 大隣 初美

委 員

4番 吉崎 久男	5番 東垂水 勝秀	
6番 松永 克生	7番 高江 京子	8番 永山 明美
9番 福元 幸志	10番 松蘭 勝郎	11番 下之門 信洋
	13番 大坪 幸博	14番 桑代 純一
15番 栢川 明子	16番 松村 孝徳	17番 池田 慎
18番 梶山 俊孝	19番 宮原 俊郎	

4. 欠席委員(3人)

1番 本木下 裕一 3番 月野 貴大 12番 山下 信一郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第72号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第73号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第74号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第75号 農地法第5条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第76号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第77号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第11 議案第78号 非農地証明願について
- 日程第12 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦（欠席）
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明
農地係長 神村 洋一 田之上 真一

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

農政係長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 本日、会長は東京出張により欠席の為、南九州市農業委員会会議規則第 7
(大隣) 条第 2 項の規定に基づき議長を務めさせていただきますので、よろしくお
願いいたします。

それでは、出席確認を行います。月野委員、山下委員から一身上の都合に
より、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 11 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、事務局から説明をお願いします。
(諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

農政係長 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はござい
ませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のう
え、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、19 番宮原委員、
4 番吉崎委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 11 月 29 日の 1 日間で御異議ござ
いませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長
農地係長

日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

説明致します。3頁からでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が37件ございました。

貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの3件、借人主導によるもの34件です。地目の内訳は、田2筆2,091㎡、畑47筆50,547㎡の合計49筆52,638㎡で、穎娃地域26件、知覧地域9件、川辺地域2件です。

なお、各頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長
委員
議 長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長
農政係長

続きまして、日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

資料は、18頁からになります。

今回は新規認定1件、再認定4件です。

新規認定の整理番号1番の〇〇〇〇さんは農地の集積・集約化による団地の形成、制度資金や補助金を活用した機械の更新や新規導入などにより経営の安定を図るものです。

再認定4件の内訳としましては、お茶の専業1件、露地野菜との複合経営2件、そば1件で地域別では、穎娃3件、川辺1件であります。

資料の21頁が一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長
18番委員
農政係長
議 長
委員
議 長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

資料19頁の変更はなにでしょうか。

確認して後ほど報告します。

他にありませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思えます。

議 長

次に、日程第5 議案第72号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題といたします。

現地調査員の報告をお願いいたします。吉崎委員お願いします。

4 番委員

報告いたします。

23 号の審議番号 1 番です。関連資料は 24 号から 27 号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑 995 m²のうち 567 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住していますが、手狭なため、申請地に一般住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。申請地の北側・東側は畑に、西側は用悪水路に、南側は市道に接しています。土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、23 号の審議番号 2 番です。関連資料は 28 号から 32 号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆の計 1,592 m²で、〇〇自治会南東側に位置します。

申請人は市内で農業を営んでいますが、申請地に昭和 60 年頃から堆肥舎を整備し利用していたものであることから、追認で農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側は里道、東側は農道、南側・西側は畑に接しています。現状のまま利用しますが、雨水は地下浸透及び自然流下で排水路へ放流します。日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、大坪委員お願いします。

13 番委員

報告いたします。

23 号の審議番号 3 番です。関連資料は 33 号から 37 号になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田 589 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で農業を営んでいます。申請地周辺に農地を保有し耕作しており、申請地に農業用倉庫及び駐車場、資材置場を整備することから農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。申請地の北側は田及び宅地、南側は田、西側は用悪水路に接しています。現状のままで利用しますが、既にブロックが積んでありますので土砂流出等の恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番については、農用地区域からの除外となっています。農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないこと、用

排水路の機能低下はないこと、土地改良事業完了から30年以上経過している地区であることから、除外の要件を満たしていると判断されます。

審議番号2番及び3番の用途区分変更については、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第72号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第73号「農地法第3条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。39号から47号の3条所有権移転6件と地上権設定2件でございます。

まずは、審議番号1から6の所有権移転でございます。

譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、畑のみで10筆15,980㎡です。理由につきましては、規模拡大3件、市外等管理ができないための受贈1件、相手方の要望が2件です。

10a当たりの取引価格につきましては、306千円から1,015千円程度です。10a当たりの取引価格の平均につきましては、411千円でございます。地域別では、知覧地域3件、川辺地域3件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び41号から43号の調査書で審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

続きまして、審議番号7と8の地上権設定でございます。

貸人は、いずれも枕崎市の〇〇〇〇さんで、借人は茨城県つくば市の〇〇〇〇と鹿児島市の〇〇〇〇でございます。関連資料は、44号から47号になります。これらの案件につきましては、令和3年第11回、第12回の総会におきまして区分地上権が3年間、許可されております。審議番号7につ

きましては当初、〇〇〇〇で申請されていましてが、令和5年第5回の総会にて〇〇〇〇への事業承継が許可されております。

また、農地法第5条の地上権設定においても申請されており、後ほど審議していただきます。

許可期間につきましては、農用地利用集積等促進計画案で審議していただきますが、137頁の39から41で、〇〇〇〇に農用地中間管理権及び利用権の設定されております。こちらが認定農業者というふうことで、令和6年12月5日から令和16年12月4日までの10年間となっております。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第73号「農地法第3条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第73号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第74号「農地法第4条許可申請に対する許可について」を議題とします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。

4番委員 報告致します。49頁の審議番号1番です。関連資料は50頁から54頁になります。

申請人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、颯娃町〇〇字〇〇〇〇番の畑288㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で農業を営んでおり、申請地に平成8年頃から、農業用資材置場及び駐車場として利用していたものです。転用の許可を得ずに整備したため、始末書が添付されています。

申請地の東側は市道、北側は里道、南側及び西側は宅地に接しています。現状のまま利用しますが、雨水は自然流下で排水路へ放流し、日照・通風等については、資材置場・駐車場として利用しており、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当で

あると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

なお、手続きを経ずに資材置場及び駐車場として使用していたことにより、今回、追認での申請となったもので始末書が提出されております。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 74 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号の案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 8 議案第 75 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。吉崎委員をお願いします。

4 番委員 報告致します。

56 号の審議番号 1 番です。関連資料は 61 号から 65 号になります。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆の計 1,592 m²で〇〇自治会南東側に位置します。

申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長 次に、審議番号 2 番から 3 番まで松村委員をお願いします。

16 番委員 報告いたします。

56 号の審議番号 2 番です。関連資料は 66 号から 72 号になります。

借人は、茨城県つくば市の〇〇〇〇です。貸人は、枕崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 2,451 m²のうち 0.39 m²で〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、茨城県つくば市に本店を置く〇〇事業を営む法人であり、農地

の有効活用及び経営の安定を図るため、茶園の上部空間に太陽光発電施設を継続して設置するものです。申請地の北側・西側・南側は畑に、東側は農道に接しています。太陽光発電施設を設置済で、下部農地では茶の営農がなされており、現状のまま利用しますので土砂流出、雨水排水等について、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして57号の審議番号3番です。関連資料は73号から79号になります。

借人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。貸人は、枕崎市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑ほか1筆の計4,102㎡のうち0.34㎡で〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置く〇〇事業を営む法人であり、農地の有効活用及び経営の安定を図るため、茶園の上部空間に太陽光発電施設を継続して設置するものです。申請地の北側・東側・南側は畑、西側は農道に接しています。太陽光発電施設を設置済で、下部農地では茶の営農がなされており、現状のまま利用しますので土砂流出、雨水排水等について、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
13番委員

次に、審議番号4番から7番まで大坪委員お願いします。

報告いたします。57号の審議番号4番です。関連資料は80号から85号になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さん外3人です。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の田ほか2筆の計1,025㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営む法人であり、隣接地にある既存駐車場及び資材置場が手狭になったため、本店の隣接地である申請地に従業員駐車場、トラック駐車場、タンクローリー駐車場、ドラム缶置場、資材搬入車の転回場所等を整備するものです。

申請地の北側は里道、東側及び南側は宅地、西側は雑種地及び宅地に接しています。現状のまま利用しますが、土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流します。日照・通風等については、駐車場・資材置場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはない、と判断しました。

続きまして58号の審議番号5番です。関連資料は86号から89号になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑52㎡で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人で借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。申請地と合わせて、隣接地の〇〇〇、〇〇〇と一体利用するものです。

申請地の北側及び西側は雑種地、東側及び南側は宅地に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を通して側溝へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 58 号の審議番号 6 番です。関連資料は 90 号から 94 号になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、大分県の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の田 589 m²で〇〇自治会に位置します。申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

続きまして 59 号の審議番号 7 番です。関連資料は 95 号から 100 号になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 110 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営む法人であり、申請地周辺の貸駐車場及び資材置場への通路、転回場として利用するものですが、転用申請を待たずに整備を実施していたため、始末書が添付されています。

申請地の北側は用悪水路に、西側・南側・東側は宅地に接している。現状のまま利用するが土砂流出等の恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、通路として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
15 番委員

次に、審議番号 8 番から 9 番まで栢川委員お願いします。

報告いたします。59 号の審議番号 8 番です。関連資料は 101 号から 104 号になります。

借人は、鹿児島市〇〇〇〇さんです。貸人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 398 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、県内の個人であり借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。

申請地の北側及び東側は市道、南側は宅地、西側は畑に接しています。最

高 0.6m 程度の盛土を行いますが、よう壁工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は下水道へ放流します。日照・通風等については、建物の高さを加減するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 60 号の審議番号 9 番です。関連資料は 105 号から 109 号になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑ほか 1 筆の計 1,491 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営む個人で、申請地の隣接地〇〇〇〇番地を〇〇〇〇へ改修中ではありますが、この施設の駐車場として、また、申請人が役員を務める会社が経営する〇〇〇の駐車場が手狭なため、新たに駐車場を整備するものです。

申請地の北側は里道、東側は宅地、南側は宅地及び畑、西側は宅地及び山林に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は駐車場のため発生しません。日照・通風等については、幅 2 m 程度の緑地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

また、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

地上権設定の審議番号 2 番及び 3 番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当することから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利

用計画指定用途』に区分されます。

審議番号2番の申請地は、令和3年12月6日付け、農地法第5条で営農型太陽光発電施設として3年間の一時転用許可を受けた農地ですが、令和6年12月5日で許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けようとするものです。

審議番号3番の申請地についても、令和4年1月7日付け、農地法第5条で営農型太陽光発電施設として3年間の一時転用許可を受けた農地ですが、令和7年1月6日で許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けようとするものです。

なお、設置者が農地所有者や営農者と異なる場合については、設置者は設備を設置する農地の空中部分を利用するために、農地に区分地上権等の権利を設定することとなるため、先ほど説明のあった3条許可も合わせて必要となっているところです。

営農型太陽光発電に関する許可の条件として、農地法の処理基準及び運用通知の定めによる通常の判断のほか、下部の農地における営農の適切な継続が確実に認められることが必要であり、営農が行われない場合や下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少している場合、下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていると認められる場合等に該当する場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断するものとなっていますが、本申請書類の報告書の中で、営農の適切な継続が確保されていることを確認しております。

また、下部の農地については、譲渡人と農地の賃貸借契約を締結した認定農業者であります〇〇〇〇が、茶を栽培する計画であることから、当初の一時転用期間は3年間でしたが、今回は一転用期間10年間として申請がなされているところです。

転用面積は必要最小限であり、支柱の構造やパネルの高さなど設備の内容についても営農に支障はなく、これまでの実績等から営農の適切な継続は確実にあり問題はないと判断いたしました。

また、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

所有権移転の審議番号4番及び5番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第3種農地に区分されます。

所有権移転の審議番号6番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

また、農用地区域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

所有権移転の審議番号7番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

使用貸借権の審議番号8番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

最後に所有権移転の審議番号9番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第3種農地に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

18番委員 審議番号4番はドラム缶置き場として消防の許可手続きが必要なのでしょうか。
農地係長 農地転用の許可の部分なので、別途、許可申請が必要なのかは存じないですが、必要なら申請者が許可を取ることになると思われま。

18番委員 もし許可が必要で、不許可の場合の但し書きも必要ではないかと思われる。
農地係長 申請人に確認して対応したいと思います。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第75号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、審議番号1番、2番、3番、6番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし、その他の5件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第75号について、審議番号1番、2番、3番、6番の4件は県農業会議へ意見聴取することとし、その他5件は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第9 議案第76号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたしますが、私が議事参与の制限に該当するため、この議案の議長を前会長の松村委員にお願いしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 それでは、議長を交替します。

(席の入れ替わり。)

臨時議長
(松村)

それでは、再開いたします。
日程第9 議案第76号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。112号をご覧ください。「所有権移転4件」です。
譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

設定面積は、田1筆764㎡、畑3筆11,342㎡の合計4筆12,106㎡です。
10a当たりの取引価格の平均としましては、田が26千円、畑が376千円でございます。地域別では、穎娃地域3件、川辺地域1件です。

続きまして、113号の「賃貸借利用権の設定164件」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。設定面積は、田2筆2,225㎡、畑190筆199,619㎡の合計192筆201,844㎡で、穎娃地域5件、知覧地域151件、川辺地域8件となっております。

続きまして、131号からの「使用貸借利用権の設定13件」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田12筆6,358㎡、畑26筆30,719㎡の合計38筆37,077㎡で、穎娃地域6件、知覧地域1件、川辺地域6件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

臨時議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が104番から115番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
臨時議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第76号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員
臨時議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第76号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

臨時議長 引き続き、議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

臨時議長 ○○委員の退室を求めます。
(退 室)

臨時議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

臨時議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

臨時議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。
○○委員の入室を許可いたします。
(入 室)

臨時議長 ○○委員に報告いたします。
議案第 76 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。
それでは、私の務めを終わらせていただき、議長を交替致します。
(席の入れ替わり。)

議 長 それでは、再開します。
日程第 10 議案第 77 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 資料は 136 ページになります。今回の契約開始は R7. 2. 1 開始分となっています。
利用権を設定する者は、京都府の○○○○さん、設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○さん外です。
設定面積は、畑 45 筆 65, 106 m²で穎娃地域 32 件、知覧地域 10 件、川辺地域 3 件となっております。
以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。
以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、○○委員が 36 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。
議案第 77 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 77 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない
案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 77 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審
議を行います。

議長 それでは、〇〇委員の退室を求めます。
(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 77 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請ど
おり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 77 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可
いたします。
(入 室)

議長 〇〇委員に報告いたします。
議案第 77 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請ど
おり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 11 議案第 78 号「非農地証明願について」を議題といたしま
す。現地調査員の報告を求めます。栢川委員お願いします。

15 番委員 報告いたします。140 号の審議番号 1 番です。関連資料は 141 号から 143
号になります。
申請人は、長崎県の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇〇〇字〇〇
〇〇〇〇番の畑ほか 2 筆の計 597 m²で〇〇自治会北側に位置します。
申請地は申請人が平成 2 年に相続した土地です。その後は、申請人の親戚
が管理していましたが、十数年前より荒廃地化していき、現在は高さ 3 m
ほどの雑木等が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、
また県外在住で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

- 農地係長 補足説明いたします。
非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに、今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。
以上で補足説明を終わります。
- 議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。
- 委員 「異議なし」の声あり
- 議長 異議なしと認めます。よって議案第 78 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。
- 議長 次に、日程第 12「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。
- 農政係長 今後の日程について連絡
- 議長 その他にありませんか。
- 委員 「なし」の声あり
- 議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第11回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。
- 農政係長 「一同礼」

閉 会 午後3時00分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 19 番 _____

会議録署名委員 4 番 _____

